

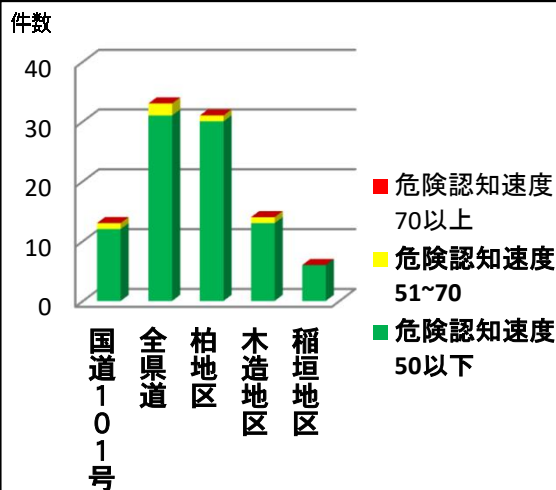
# 速度取締り指針

## つがる警察署の速度取締り重点

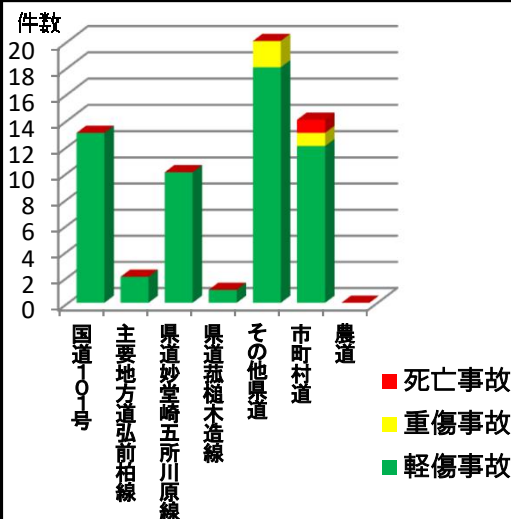
重点路線	区 域	規制速度
国道101号	主に木造、柏地区	40、50、60(法定)km/h
県 道		

★ 重点以外の場所で、交通事故発生状況等に基づいた取締りを実施することがあります。

## つがる警察署管内における交通事故実態(過去3年・1月～6月分)



※ 各路線・各地区の件数の内訳は相互に重複しています。



※危険認知速度とは・・・運転者が相手を認め危険を感じた時の速度です。(速度が速くなると死亡率が高くなる他、事故回避が困難になります。)

- ▼ 路線別では、県道での発生が多く見られます。
- ▼ 地区別では、柏地区での発生が多く見られます。
- ▼ 過去3年の1月から6月までの間、死亡事故1件、重傷事故3件が発生していますが、死亡事故1件が木造地区、重傷事故2件が稲垣地区で発生しています。

- つがる警察署管内では、昨年の1月から6月までの間、24件の交通事故が発生し、全て軽傷事故となっています。
- 危険認知速度は、ほとんどが時速50キロ以下となっています。

## その他の交通指導取締り要点

つがる警察署管内では、

- 交差点における出会い頭の事故を抑止するため、信号無視や一時不停止の交差点関連違反の交通取締り
- 横断歩行者との事故を抑止するため、横断歩行者妨害の取締りを強化しています。

また、取締りが困難な場所での白バイやパトカーによる警戒活動や、横断歩道での歩行者優先を周知させるための街頭活動を行います。